## 用地の比較評価項目検討資料(その2)への意見

平成25年10月1日

渡辺忠明

1.「募集の絶対要件」の4

国定公園に「県立自然公園」を加える。

理由:検討地域内に手賀沼があり、該当。

2. 12~14の中項目、「自然環境の保全」を「自然環境及び自然景観の保全」とする。

理由:自然景観は、自然環境に包含されるが、一般の方に分かりやすくするため。

3. 12の備考を「特に貴重種、猛禽類の生息する貴重な生態系の保護」に修正

理由:検討区域内のオオタカの生息地がある。

解説:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律では、希少種と言うが、 一般の方へのわかりやすさから、貴重種とする。

なお、生物多様性は、科学的には、遺伝子・種・生態系に関して言い、生物多様性基本法では、遺伝子については、「種内に様々な差異が存在する」と表現している。

何れにしても、本資料では種と生態系の多様性を言うことで良い。

4. 13の小項目は「里地・里山の景観保全」とする。

備考は削除

理由:里山は、多くの場合、谷津田とセットで言われるし、環境省では、里地・里山と セットで政策を掲げている。

なお、里地・里山は、そこに生息する生物と景観がセットだが、生物は、12で言及しているので、ここは、一般の方に分かりやすく、「景観」を加えるべきと考える。

森林法の対象外の里山も有りうる。

- 5. 14の備考に「特に湧水地」を加える。
- 6.16は削除。

理由:中間処理場を建設すれば、何処であっても避けて通れない。

7.「教育施設等への近接」を「教育施設・福祉厚生等への近接」に変更。

従って、備考欄は、通学路の安全確保(交通事故等を考慮)及び福祉厚生施設への影響」 に変更。

理由:現施設でも敷地境界でさへ環境影響は認められないので、杓子定規に県の基準は 当てはめる必要はない。但し、これら施設への影響は考慮する姿勢は示す。

8. 21の備考は、「景観上の影響への配慮、敷地の修景緑化」とする。

理由:修景緑化は、景観上の影響の配慮の措置であるが、特記し、一般の方に分かりやすくする。

9. 35は、用地選定の各段階で、行うべきことで、評価項目には馴染まないので削除。